

第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年3月23日(月)
午後5時～
場所 大会議室

- 1 県内での感染患者発生の状況 資料 1 資料 2 資料 3
- 2 市内での感染患者の状況（3月17日発生分） 資料 4
- 3 市内での感染患者発生の状況（3月23日発生分） 資料 5
- 4 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて 資料 6 資料 7
- 5 その他

【配布資料】

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(第7回) |
| 資料 2 | 新型コロナウイルスに関連した患者の県内での発生について(6 例目) |
| 資料 3 | 新型コロナウイルスに関連した患者の県内での発生について(7 例目) |
| 資料 4 | 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について(第 4 報) |
| 資料 5 | 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について(県内 8 例目) |
| 資料 6 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて(案) |
| 資料 7 | 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧 |
| 参考 1 | 席表 |
| 参考 2 | 県主催等のイベント等の取扱いについて |
| 参考 3 | 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況
分析・提言」(2020 年 3 月 19 日)【抜粋】 |

新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第7回）

日 時：令和2年3月22日（日）

19時30分～

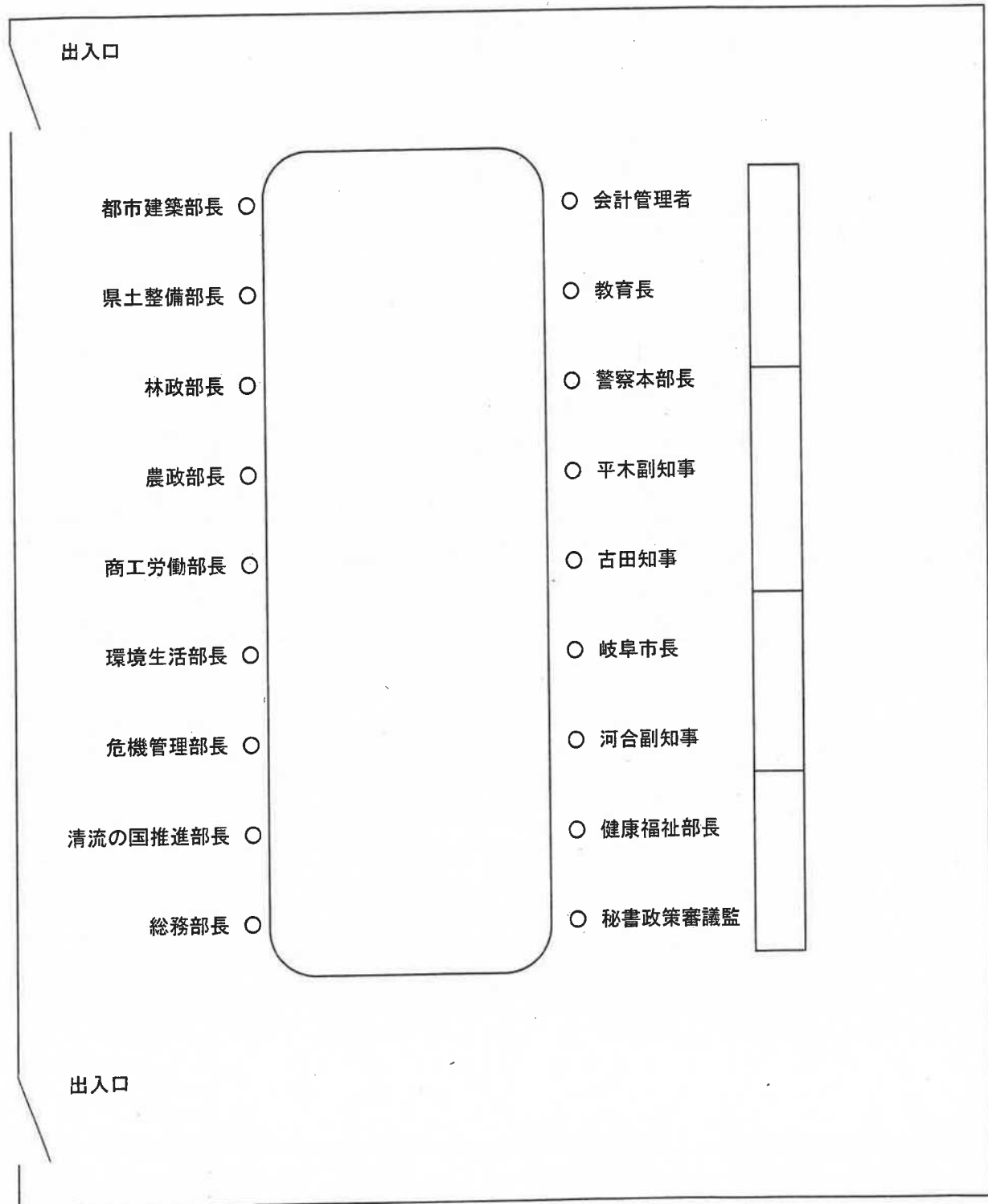
場 所：県庁4階 特別会議室

1 感染患者発生状況

新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第7回) 配席図

令和2年3月22日(日) 19:30～

4階特別会議室



新型コロナウイルスに関連した患者の県内での発生について

本日（3月22日）16時30分頃に、岐阜県保健環境研究所より、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

岐阜県在住の患者の発生は4例目及び5例目であり、3月21日に医療機関から帰国者・接触者相談センターへ連絡があり、検査の結果陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（4例目）

- 1 年 代：20代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（各務原市）
- 4 症状、経過：
 - 3月19日 夜に発熱（38.0℃）、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛が出現。
 - 3月20日 夜に、さらに咳が出現。
 - 3月21日 症状が継続しているため、帰国者・接触者相談センターの紹介で医療機関Aを受診。新型コロナウイルス感染症を疑い、検体採取。
 - 3月22日 検査を実施し、結果陽性と判明。医療機関Bに入院。
- 5 行動歴：
 - 3月8日～17日、スペイン、フランスへの渡航歴あり。
 - 渡航中を除き、マスクの着用あり。
 - 発症後の外出は医療機関の受診以外なし。
 - 公共交通機関の利用なし。

○ 患者（5例目）

- 1 年 代：70代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（可児市）
- 4 症状、経過：
 - 3月16日 咳、全身倦怠感、食欲低下が出現。

- 3月17日 微熱があり、医療機関Cを受診、薬の処方を受け帰宅。
- 3月21日 救急車で医療機関Dを受診。胸部X線、CTで両側肺炎があり、入院。医療機関Dが帰国者・接触者相談センターに相談。呼吸状態悪化により挿管。
- 3月22日 検査を実施し、結果陽性と判明。

5 行動歴：

渡航歴なし。

発症後の外出は医療機関の受診以外なし。

公共交通機関の利用なし。

新型コロナウイルスに関連した患者の県内での発生について

本日（3月23日）1時00分頃に、岐阜県保健環境研究所より、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

岐阜県在住の患者の発生は、今回で6例目であり、3月22日に発生した4例目の患者の濃厚接触者として、検査の結果陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者

- 1 年代： 20代
- 2 性別： 女性
- 3 居住地： 岐阜県（各務原市）
- 4 症状、経過
 - 3月14日 発熱（38℃）、咽頭痛、全身倦怠感が出現。
以降、3月16日まで熱感があった。
 - 3月19日 夜に38℃の発熱。
 - 3月20日 36℃台に解熱。
 - 3月22日 症状はないが、医療機関Aにて、4例目の患者の濃厚接触者として検体採取。
 - 3月23日 検査実施した結果、陽性と判明。
- 5 行動歴：
 - 3月8日～17日、4例目患者と共にスペイン、フランスへの渡航歴あり。
 - 帰国後は、マスクの着用あり。
 - 帰国時に公共交通機関の利用あり。

新型コロナウイルスに関連した患者の県内での発生について

本日（3月23日）13時頃に、岐阜県保健環境研究所より、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

岐阜県在住の患者の発生は7例目であり、3月22日に発生した5例目の患者の濃厚接触者として、検査の結果陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者

- 1 年 代：70代
- 2 性 別：女性
- 3 居住地：岐阜県（可児市）
- 4 症状、経過：
 - 3月17日 発熱（37.2℃）、咳、呼吸苦、全身倦怠感が出現。
 - 3月21日 救急車で医療機関Aを受診。インフルエンザ、アデノウイルス、レジオネラ、マイコプラズマいずれも陰性。胸部CTで両側の肺炎を認めたため入院。5例目の濃厚接触者として検体採取。
 - 3月22日 検査を実施し、結果陰性と判明。
 - 3月23日 再度検査を実施し、結果陽性と判明。
- 5 行動歴：
 - 渡航歴なし。
 - 発症後の外出はなし。
 - 公共交通機関の利用なし。

3月23日（月） 12：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（第4報）

概 要

○ 患者（3月17日発生 既報）

1 年 代：50代

2 性 別：男性

3 居住地：岐阜県（岐阜市）

4 職 業：自営業

5 症状、経過：

3月 9日 倦怠感あり。

3月10日 熱感あり。

3月11日 発熱（37℃台）、咳あり。

3月14日 夜間に38℃台まで熱が上がる。

3月15日 医療機関を受診。インフルエンザ陰性

3月17日 症状が改善せず、下痢症状も出現したため、再度医療機関を受診。
肺炎球菌、レジオネラ陰性。胸部CTにより肺炎像が認められたため、
医療機関が帰国者・接触者相談センターに相談。PCR検査を実施し、陽性と判明。

6 行動歴：

・ 3月4日から9日までニューヨークへ渡航

・ JF ケネディ空港から成田空港を経由し中部国際空港セントレアを
利用し帰国

・ セントレアからは名鉄を利用して笠松駅で下車し、自家用車で自宅に帰宅
（名鉄電車中部国際空港駅20時17分発 笠松駅21時18分着 2号車利用）

・ 3月9日から17日までの間、医療機関を受診する以外は自宅で静養

・ 発症後、外出時はマスクを着用していた。

○ 濃厚接触者・ 家族4人（同居3人、県外在住者1人）・ 同居3人は3月18日に岐阜市衛生試験所にて検査を実施し、すべて陰性・ 県外在住者は居住地の保健所にて健康観察中

○ 接触した可能性のある人

- ・ 3月15日までに接触した可能性のある人は19人（うち市外在住者2人について岐阜県に健康観察の依頼）、17人のうち6人が検査を希望、18日、20日に検査、すべて陰性
- ・ 3月17日に接触した可能性のある人は12人、うち7人が検査を希望、20日に検査、すべて陰性

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について

本日（3月23日）14時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が2例目であり（岐阜県の患者の発生は8例目）、3月23日に医療機関を受診、当該医療機関から、疑い患者として帰国者・接触者相談センターに連絡があり、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（2例目）

- 1 年 代：30代
- 2 性 別：女性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 症状、経過：
 - 3月13日 倦怠感あり。
 - 3月14日 発熱（37℃台）、喉の痛み、市販の風邪薬、解熱剤で改善
 - 3月19日 再び発熱（37℃台）
 - 3月22日 発熱（38℃台）、喉の痛み、痰
医療機関を受診（マスク着用）、インフルエンザ陰性、胸部CTにより肺炎像を認める。
 - 3月23日 再度、医療機関受診（マスク着用）。
PCR検査を実施し、陽性と判明。
- 5 行動歴：
 - 3月9日から12日までフィリピンへ渡航
 - 詳細は調査中

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月26日（木）以降の本市の各種取扱いについては、下記のとおりとします。

1 感染拡大防止と医療提供体制の整備

(1) 感染拡大の防止

① イベント等の取扱い

岐阜市主催のイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、
3月31日（火）まで、これまでと同様の対応とする。

- 全て（屋内・屋外）のイベント等については、原則として延期又は中止する。
- ただし、卒業式、各種健診など、イベント等で、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものは、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で実施する。

- ・ イベント等の開催規模（人数）を縮小すること。
- ・ イベント等の開催時間を短縮すること。
- ・ 風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
- ・ 咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・ 食事を提供しないこと。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）

「2 多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」（参考3）で示された感染対策を講じること。

4月1日以降の対応は、最新の状況や政府の要請等を踏まえて検討する。

② 市有施設等の取扱い

市有施設については、3月31日（火）までの間、これまでと同様の対応とする。

【スポーツ施設】（3月1日（日）から）

- 1 個人の利用については、休止する。
（主な施設：トレーニングルーム、テニスコート等）
- 2 団体の利用については、原則として中止又は延期を要請する。

ただし、中止又は延期ができない場合は、次の感染予防対策を徹底して行うよう要請する。

- ・開催規模（人数）を縮小すること。
- ・開催時間を短縮すること。
- ・風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
- ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・食事を提供しないこと。
- ・その他イベント等の取扱いに準じること。

（主な施設：総合体育館、野球場等）

【主に児童・高齢者が利用する施設】（3月2日（月）から）

- 1 児童・高齢者を対象とする施設は、休館・一部利用停止とする。
（主な施設：図書館、科学館、児童館、老人福祉センター等）

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント等に関する施設の使用料については、基本的に使用料を徴収しない。

対象期間：令和2年2月26日（水）～3月31日（火）

4月1日以降の対応は、最新の状況や政府の要請等を踏まえて検討する。

3 事業活動の縮小や雇用への対応

(1) 強力な資金繰り対策

- ・岐阜市中小企業融資制度の「経営環境変動対策資金」の要件である売上高減少割合を5%から3%に緩和する（2月20日から実施）。
- ・国が融資額の100%を保証する「危機関連保証」枠を創設したことに合わせ、市融資制度に「ぎふし危機関連資金」のメニューを新設する（3月19日から実施予定）。
- ・市融資制度のセーフティネット枠の上限額を、国に合わせ、1億円から2億8千万円に引き上げる（3月19日から実施予定）。
- ・迅速にセーフティネット保証等の認定業務が行えるよう、産業雇用課内の受付体制4名から8名に強化している。

5 その他

(1) 各種支援制度に係る総合的な支援

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談は専門的であることが多く、各部局に分かれているため、各相談先の一覧を作成し、市HPに掲載するなど、窓口をわかりやすい様に明確化する。

〇一般の方へ

相談項目	詳細	担当課 担当係	相談番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症に関して				
新型コロナウイルス感染症について	受診、診療、検査について 病院・施設の受け入れ体制について 新型コロナ感染症について 症状について 予防・体調管理法について などの相談	①保健所地域保健課 ②中市民健康センター ③南市民健康センター ④北市民健康センター	252-7191 252-0632 271-8010 232-7681	①9:00～21:00 （平日・休日問わず） ②③④9:00～17:00（平日）
新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談	指定されている海外への渡航歴と症状がある人からの相談 濃厚接触者、健康観察対象者からの相談	帰国者・接触者相談センター （保健所地域保健課）	252-7191	9:00～21:00 （平日・休日問わず）
市税、保険料等の納付に関して				
市税の納付期限の延長及び猶予について	新型コロナウイルスに罹患など、市税等の納付が困難な方について、納期延長等の相談	納税課 徴収 1 ～ 4 係	214-2096 214-2097 214-2452 214-2453	8:45～17:30（平日）
国民健康保険に關すること	保険料の納付が困難になった方からの相談 被保険者資格証明書による受診の相談	国保・年金課	214-2085 （収納係）	
	入院などで医療機関へ支払う一部負担金の支払いが困難になった方からの相談		214-2083 （給付係）	
国民年金の納付に關すること	保険料の納付が困難になった方からの相談	国保・年金課	214-2086	
介護保険料の納付に關すること	介護保険料の納付期限の延長や納付の猶予の相談	介護保険課保険料係	214-2091	
後期高齢者医療保険料の納付に關すること	後期高齢者医療保険料の納付期限の延長や納付の猶予の相談	福祉医療課後期高齢者医療係	214-2128	
市営住宅使用料の納付に關すること	新型コロナウイルス感染症にり患されたり、感染拡大の影響により、所得が大幅に減少したなどの事情で、住宅使用料の納付が困難になった方からの相談	住宅課	265-3902	
水道・下水料金の納付に關すること	新型コロナウイルスにり患されたり、感染症の影響により著しい損失を受けた、収入が大幅に減少したなどの事情で納付が困難な方からの、納付期限の延長や納付猶予の適用に関する相談	上下水道事業部営業課 ①料金・徴収係 ②上下水道料金センター	①259-7516 ②266-8835	①8:45～17:30（平日） ②8:30～19:30（平日） 9:00～17:30（土曜） 9:00～17:00（日曜、祝日）
下水道事業受益者負担金に關すること	新型コロナウイルスにり患されたり、感染症の影響により著しい損失を受けた、収入が大幅に減少したなどの事情で納付が困難な方からの、納付期限の延長や納付猶予の適用に関する相談	上下水道事業部営業課 負担金・普及係	259-7520	8:45～17:30（平日）
子育てに関して（学校等）				
家庭学習について	家庭学習の内容や方法について 活用できるWebサイトについて	学校指導課	214-7156	9:00～17:00（平日）
始業式、入学式について	住民票が異動する場合について 開催日時について	学校指導課	214-2193	
学校給食休止への対応について	学校給食食材等について	学校保健課	214-2363	
放課後児童クラブの開設について	放課後児童クラブの入会等 放課後児童クラブの開設状況	青少年教育課 放課後児童クラブ係	214-2368	8:45～17:30（平日）
放課後等デイサービスの利用について	障がいのある児童の、学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用に関する相談	福祉事務所障がい福祉課 支援係	214-2137	
生活資金に関して				
ひとり親家庭等に対する生活資金の貸付に關すること	コロナウイルス感染症発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少した際の生活資金の貸付相談	子ども支援課 支援係	214-2396	8:45～17:30（平日）
失業や収入減などについて	休業や失業、労働時間減少に伴う収入減などについての生活に関する相談	生活福祉二課 生活困窮者支援係 （岐阜市生活・就労サポートセンター）	265-3777	9:00～17:00（平日）
経営相談に関して（資金繰り等）				
市の融資制度について （セーフティネット保証制度の認定、危機関連保証の認定など）	市の融資制度について セーフティネット保証制度の認定について 危機関連保証の認定 小規模事業者持続化補助金の確認書について	産業雇用課経営支援係	214-2358	8:45～17:30（平日）
その他				
市・県民税の申告	令和2年度の市・県民税申告に関する相談	市民税課 個人1～3係・管理係	214-2063	市役所本庁舎 1階市民ホール 3月17日～3月27日 8:45～17:00（平日） 市民税課 3月30日～4月16日 8:45～17:30（平日）
新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪質商法に關すること	商品の購入やサービスの提供についての困りごと相談	消費生活センター	268-1616	9:00～17:00(月曜日・土曜日) 9:00～19:00(火曜日～金曜日)

〇市内在住の外国人の方へ

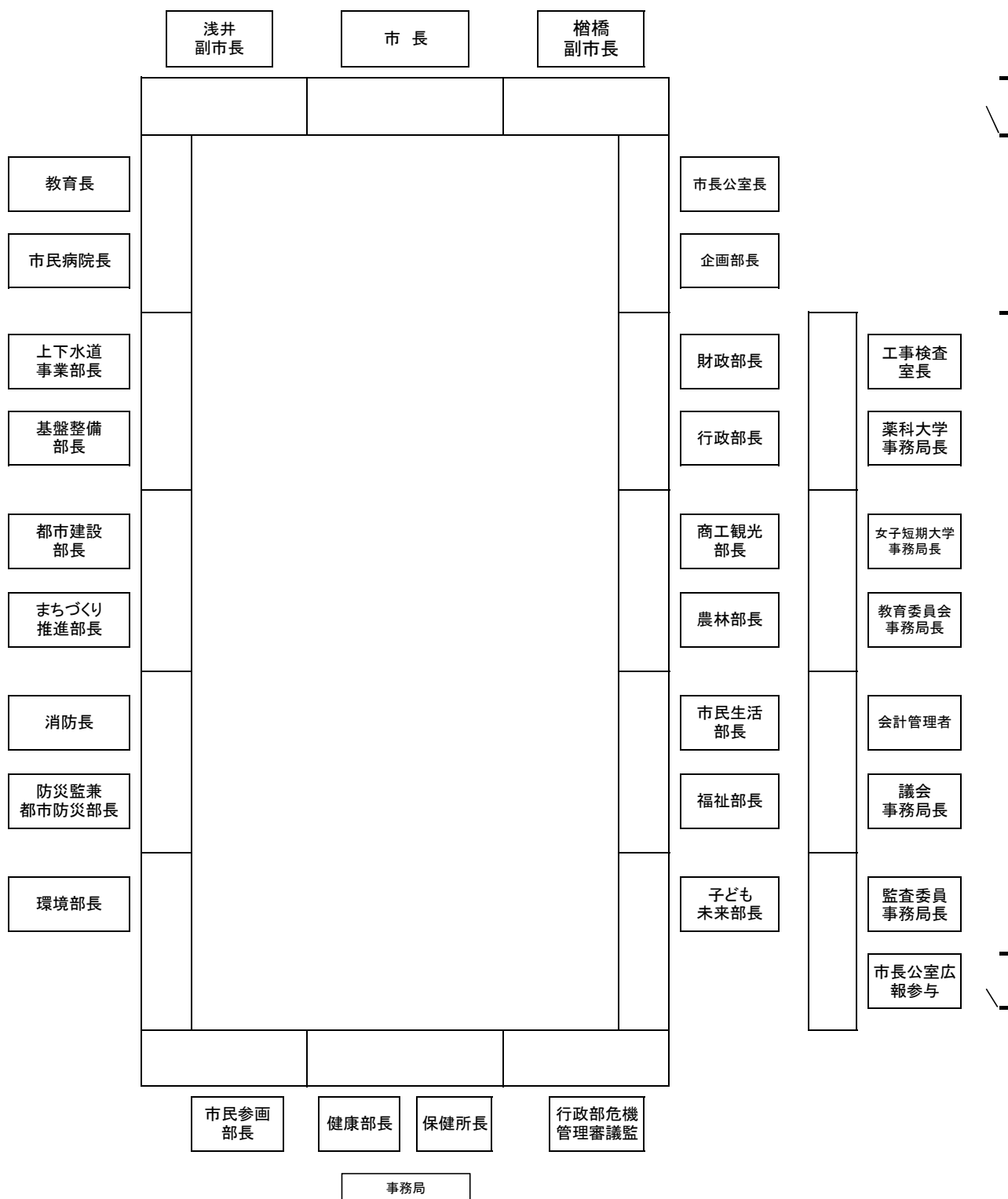
相談項目	詳細	担当課 担当係	相談番号	受付時間
外国人生活相談窓口	在住外国人からの生活相談に多言語で対応	国際課 （（公財）岐阜市国際交流協会）	・TEL: 263-1741 ・Skype ID: gifucity-iea1(英語) gifucity-iea2(中国語) gifucity-iea3(※"0"が語)	英語：毎日 中国語：火・木・金・土 タガログ語：日～木 (10:00～12:00、 13:00～16:00)

〇どこに相談すればよいか分からない場合は

担当課	相談番号	受付時間
健康政策課	252-7192	平日8:45～17:30

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2020年3月23日



県主催等のイベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月23日（月）以降の県が主催

- ・ 関与するイベント等については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- ・ 県が主催等するイベント等については、3月末までを目途に、これまでと同様の取扱いとする。（原則として、中止、延期又は規模縮小等）
- ・ 4月以降の取扱いは、最新の状況や政府の要請等を踏まえて検討する。
- ・ 県以外が主催となる県有施設を利用したイベント等についても、3月末までを目途に、原則として、中止、延期又は規模縮小等を行うよう、主催者に要請する。
- ・ 県有施設の利用についても、3月末までを目途に、これまでと同様の取扱いとする。
- ・ 学校については、来週の早いうちに示されるガイドラインを踏まえて検討する。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月 19 日）【抜粋】

1 大規模イベント等の取扱いについて

2 月 26 日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること
（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難
（例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下 1～3 などを十分注意して行っていたきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- 1…人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- 2…密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- 3…感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

2 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。